

国の重点支援地方交付金活用事業

令和7年度補正予算

林業エネルギーコスト削減促進事業補助金

## 募集要領

募集期間

令和8年 **3** 月 **16** 日(月)～ **9** 月 **30** 日(水)

長野県林務部 信州の木活用課

## 目 次

1	事業内容	3
	(1) 事業目的	
	(2) 実施主体と財源	
	(3) 補助金の概要	
2	補助金の内容	5
	(1) 補助対象者	
	(2) 申請要件	
	(3) 補助対象設備・補助率・上限額等	
3	事業のスケジュール	12
	(1) 募集期間及び交付決定までの期間	
	(2) 交付決定から実績報告までの期間（補助事業実施期間）	
	(3) 実績報告から補助金支払までの期間	
4	補助金の交付申請及び交付決定	13
	(1) 補助金の交付申請	
	(2) 交付決定	
5	実績報告の方法及び補助金額の確定	16
	(1) 補助事業完了後の実績報告	
	(2) 現地調査の実施	
	(3) 補助金額の確定	
6	補助金に関する留意事項	19
	(1) 虚偽の申請・不正行為に関する留意事項	
	(2) 交付決定後における留意事項	
	(3) 補助事業完了後における留意事項	
7	お問合せ先	22
	(要領様式第1号) 更新前設備処理誓約書	23

## 1 事業内容

### (1) 事業目的

令和4年度から令和6年度までのエネルギーコスト削減促進事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や原油・原材料価格の高騰等により利益を圧迫された県内林業事業体等の省エネ設備への更新や再エネ設備などを新設する取組を後押しすることで、収益構造を改善していただくことを目的に実施してきましたが、現在も原油・原材料価格の高騰等による収益の圧迫は続いています。

一方、2021年度から2030年度までを計画期間とする長野県ゼロカーボン戦略においては、2030年度の温室効果ガス排出量を2010年度比で6割削減する目標を掲げており、ゼロカーボン達成に向けた取組を推進することが求められています。

今回実施する令和7年度補正予算事業では、これまでにエネルギーコスト削減に取り組んでこられた県内に事業所を有する林業事業体等が、事業所全体のエネルギー使用量の現状を把握した上で、より高効率な環境対応設備へ投資し、さらなるエネルギーコスト削減につなげることで、温室効果ガス排出量の削減に貢献し、同時に収益構造を改善していただくことを目的としています。

### (2) 実施主体と財源

今回実施する令和7年度補正予算事業では、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源とし、県が「エネルギーコスト削減補助金（以下「補助金」といいます。）」を交付します。

### (3) 補助金の概要

県内に事業所を有する林業事業体等が行う従来設備から省エネルギー設備への更新や再生可能エネルギー設備等の新設に要する経費の一部を補助します。

【これまでの補助金との主な変更点】

◆令和4年度から令和6年度のエネルギーコスト削減補助金の枠組みを「基本コース」として継続（補助率等一部の要件を変更しています）する一方で、県環境部で推進する事業活動温暖化対策計画書制度に基づく計画書を提出し、かつ県産業労働部が推進する長野県SDGs推進企業登録制度に基づく登録をする中小企業者等に対しては、対象経費となる設備を追加した上、補助率を優遇し、上限額を引き上げる「促進コース」を新たに設けています。

なお、令和4年度から令和6年度に補助金の交付を受けた林業事業体等についても、基本コースに申請することができます。

申請の際に、基本コースもしくは促進コースを選択してください。

	基本コース	促進コース
対象者	県内に事業所を有する林業事業者等 ※その他の要件については、林業エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を確認すること	
共通要件	以下のいずれの要件も満たすこと 1 補助事業は、県内において実施すること 2 取得財産等を固定資産台帳へ記載する場合には、設置場所が県内となるようにすること	
個別要件	—	以下のいずれの要件も満たすこと 1 事業活動温暖化対策計画書（第5次計画期間）を県に提出している又は提出すること（温室効果ガス排出量の目標削減率を9%以上（年平均3%以上）とすること） 2 長野県 SDGs 推進企業登録制度における登録を行っている又は行うこと
補助対象となる環境対応設備（設備区分）※1 （以下「補助対象設備」という。）	（更新） 空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備（断熱ガラス及びサッシに限る）  （新設） 発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって出力50kW未満に限る）、エネルギー管理設備（BEMS、FEMS）、木質バイオマスエネルギー利用設備	（更新） 空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備（断熱ガラス及びサッシ、エントランスドアに限る）  （新設） 発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって出力50kW未満に限る）、エネルギー管理設備（BEMS、FEMS）、木質バイオマスエネルギー利用設備、EV用充電器、建物付属設備（風除室、エントランスドア、カーポートに限る）
補助率等	1/2 以内（発電設備は出力1kWあたり4万円以内）	3/4 以内（発電設備は出力1kWあたり4万円以内）
上限額等	下限額 50 万円、上限額 500 万円	上限額 1,500 万円

※1 交付申請時点において、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づくトップランナー基準を満たす製品であること。

これにより難しい場合は、要綱第5条第2項の規定により協議を行うこと。

## 2 補助金の内容

### (1) 補助対象者

補助金交付の対象者は、要綱第3条の規定のとおり、次のアからキまでの要件を全て満たしている林業事業体等です。

ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超える会社並びに常時使用する従業員の数が300人を超える会社又は個人

- ・中小企業支援法第2条第1項第1号で規定する中小企業者の定義に該当しない場合は申請できません。

イ 県税の滞納がある者

- ・本補助金は、県が実施主体として交付しますので、県税が未納である場合は申請できません。

ウ 林業事業体等及びその役員が、長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者、暴力団員が役員である者又は暴力団と密接な関係を有している者

エ 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う事業所のエネルギー（電気、ガス等）の使用量を把握することができない者

オ 令和7年度補正予算により県が交付する下記助成金、補助金に申請又は申請する予定がないこと

エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）、私立学校エネルギーコスト削減促進事業補助金、保育施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金、児童養護施設等におけるエネルギーコスト削減促進事業補助金、社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金、山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金、農業エネルギーコスト削減促進事業補助金
--

カ 国、県及びその他の補助金等による同一内容の支援を受けないこと

キ その他知事が適当でないと認める者

### (2) 申請要件

従来設備から省エネルギー設備への更新や再生可能エネルギー設備等の新設することでエネルギーコストを削減し、収益構造の改善を図る取組を補助対象事業とします。申請要件や対象設備、補助率、上限額等が異なる「基本コース」と「促進コース」の2つのコースがありますので、設備投資に必要な金額や申請要件等を勘案し、いずれかのコースを選択して申請してください。両方のコースを申請することはできません。

促進コースの申請にあたっては、次の2つの要件がありますので、手続きを実施してください。

## ①事業活動温暖化対策計画書を提出すること

長野県地球温暖化対策条例に基づく事業活動温暖化対策計画書制度<sup>※2</sup>に則り、事業活動温暖化対策計画書（以下「計画書」といいます。）の第5次計画期間（令和8年度～令和10年度）において、基準年度（令和7年度）と比較して温室効果ガス排出量の目標削減率を9%以上（年平均3%以上）とする計画書を作成して、制度に従って提出してください。補助金の交付申請時点では、計画書に替えて誓約書を提出していただき、補助金の実績報告書に、県に提出した事業活動温暖化対策計画書の写しを添付していただきます。

なお、事業活動温暖化対策計画書の作成や提出に当たっては、専用のヘルプデスクを設けて支援を行っています。詳細は、次の県ホームページをご参照ください。<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html>

※2 長野県地球温暖化対策条例において、県内全ての工場等におけるエネルギー使用量の合計が原油換算で1,500kl/年以上である事業者、県内全ての工場等におけるその他ガスの排出量合計が3,000t-CO<sub>2</sub>以上の事業者、200台以上の県内ナンバーの自動車を使用する事業者のいずれかに該当する事業者に対し、温室効果ガス排出削減等の計画作成を義務付け、県内企業自ら排出量を「見える化」し、削減する取組を促す制度

〈〈ご注意〉〉 事業活動温暖化対策計画書制度では、計画書（第5次計画期間）を提出した事業者には、令和9年度から令和11年度までの毎年7月末日までに、当該制度のヘルプデスクへ事業活動温暖化対策実施状況等報告書を提出することが義務付けられています。この報告は、交付申請を取り下げるなどして補助金の交付を受けなかった場合でも、一度計画書を提出した事業者には報告していただく必要がありますのでご注意ください。

## ②長野県 SDGs 推進企業の登録を行うこと

長野県 SDGs 推進企業登録制度<sup>※3</sup>に則り、長野県 SDGs 推進企業の登録申請を行ってください。すでに登録済で、補助金の交付申請日が有効期間内（登録日から3年間）であれば、新規・更新申請していただく必要はありません。補助金の交付申請時点で未登録の場合は、登録証の写しに替えて誓約書を提出していただき、補助金の実績報告書に登録証の写しか登録申請書の写しを添付していただきます。交付申請時点で登録済の場合は、登録証の写しを添付していただきます。

なお、長野県 SDGs 推進企業登録制度の詳細や登録申請の方法などについては、次の県公式サイトをご参照ください。登録・更新には3か月程度かかる場合があります。

【長野県 SDGs 推進企業情報サイト】 <https://nagano-sdgs.com/>

※3 県内企業等の価値向上と競争力の強化などを図るため、SDGs と企業活動との関連について「気付き」を得るとともに、具体的なアクションを進める長野県独自の登録する制度。登録

企業には、オリジナルの登録マークを提供し、県ホームページ等により公表することでアクションの推進を応援する。

### (3) 補助対象経費・補助率・上限額等

#### ア 補助対象経費

補助対象となる経費（以下「補助対象経費」といいます。）は、交付決定日以降に発注や契約を行い、補助事業の期間内（令和9年1月8日まで）に納品、検収、支払まで完了した経費とし、知事が適当と認めたものです。

	基本コース	促進コース
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 設備費 補助対象設備の導入等に係る購入、製造、据付等に必要な経費 (例) 換気機器、空調機器、その他事業実施に必要不可欠な付属機器（リモコン、フード、化粧パネル等）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事費 補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費（補助対象設備の導入等に係る設計に必要な経費を含む） (例) 労務費、材料費、機器搬入費、機器据付費、基礎工事、配電・配管工事、直接仮設費、共通仮設費、現場管理費、断熱・保温等の設置工事に要した費用、総合試験調整費、立会検査費、配管耐圧検査費、真空乾燥調整費、冷媒ガス及び充填作業費、養生費、天井等解体及び復旧費、点検口取付費等</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 処分費 既存設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要な経費 (例) 既存設備の撤去・処分のための工事に要した費用 <b>※更新前の設備を処分した際に得られた収益は、補助対象経費から控除すること</b></li> </ul>	
補助対象とならない経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 過剰であるとみなされるもの又は予備若しくは将来用のものに要する経費</li> <li>• 中古設備、振込手数料、一般管理費、その他県が不適当と認める経費</li> <li>• 設備取得に付随する諸経費（計測機器、リース料、保証料、土地の取得等の直接的でない設備等の取得に係る費用及</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>び運搬費、保証料、安全対策費、賃貸・管理等の直接関係のない工事・設計に要した費用)</li> <li>・消費税及び地方消費税等の租税公課</li> <li>・自社内部で設置工事などの施工ができる場合の設置工事の費用</li> <li>・交付申請書や実績報告書等の作成、提出に要する費用</li> </ul>
--	--

補助対象設備とする環境対応設備は、対象設備一覧表（別表）のとおり、原則、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号、以下「省エネ法」といいます。）に基づくトップランナー基準<sup>※4</sup>を満たす設備であることとします。トップランナー基準を満たしていることが明示された設備の他、国の予算事業である「省エネルギー投資促進支援事業『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧（一般社団法人環境共創イニシアチブホームページを参照）に登録されている設備に更新する場合については、トップランナー基準を満たしているとみなし、本補助金においても補助対象設備とします。

なお、トップランナー基準が決められていない設備でも、対象設備一覧表（別表）において、「設備種別」ごとに定めた「規格」及び「省エネ性能に関する基準」を満たす場合には補助対象設備とします。

また、やむを得ない理由により、本要領別表で定める「設備種別」、「規格」以外の設備への更新等を行う場合には、要綱第5条第2項の規定により、あらかじめ協議書（様式第2号）により協議すること。協議書の提出があった後、協議内容を審査し、補助対象設備とすることが可能であるかどうか審査します。審査の上、補助対象設備として認められない場合もあります。

【『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧】 <https://sii.or.jp/setsubi06r/search/>

※4 現在商品化されている製品のうち、消費効率が最も優れているもの（トップランナー）の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して国が定めたエネルギー効率の目標となる消費基準。製造業者等に対しては、トップランナー制度に基づき、このトップランナー基準の達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求めている。

また、発電設備（主に自家消費のために設置する太陽光パネル及び付属設備（自家消費割合が50%を超えること）であって、出力1 kW以上50 kW未満に限る。増設は補助対象外）、エネルギー管理設備、木質バイオマスエネルギー利用設備、建物付属設備のうち風除室、カーポートについては新設のみ、エントランスドアは更新・新設どちらも、その他の環境対象設備については更新のみ補助対象とします。

【エネルギーコスト削減補助金事業計画書（様式第1号の2）の記載方法】

①【更新】『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧に登録されている設備の場合

更新の 品		更新前の設備 <sup>※2</sup>	更新後の設備
	設備区分 設備種別	—	空調・換気設備 業務用エアコン
	設備名	—	省エネの達人プレミアム
	メーカー名 型番・型式等	—	〇〇社 RPC-GP112RGH6
	『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧		<input checked="" type="checkbox"/> 登録有 <input type="checkbox"/> 登録無
	省エネ法消費効率 等目標基準値 <sup>※3</sup>		—
	設備の性能・消 費効率等の値 <sup>※3</sup>	—	—
	基準達成率(%) <sup>※3</sup>		—
	数量	—	2台

省エネルギー投資促進支援事業『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧（一般社団法人環境共創イニシアチブホームページを参照）に登録されている設備に更新する  
場合については、トップランナー基準を満たしているとみなし、省エネ基準 100%  
以上であることを示す項目（「省エネ法消費効率等目標基準値（トップランナー基  
準）」「設備の性能・消費効率等の値」「基準達成率」）の記載は不要です。また、更  
新前の設備に関する記載も不要です。

②【更新】『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧にないトップランナー基準を満たす設  
備の場合

更新の 品		更新前の設備 <sup>※2</sup>	更新後の設備
	設備区分 設備種別	—	冷蔵・冷凍設備 業務用冷蔵・冷凍庫
	設備名	—	冷蔵コールドテーブル
	メーカー名 型番・型式等	—	〇〇社 LRC-12RM
	『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧		<input type="checkbox"/> 登録有 <input checked="" type="checkbox"/> 登録無
	省エネ法消費効率 等目標基準値 <sup>※3</sup>		521kWh/年
	設備の性能・消 費効率等の値 <sup>※3</sup>	—	270kWh/年
	基準達成率(%) <sup>※3</sup>		193%
	数量	—	2台

『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧に登録されてない設備に更新する場合につ  
いては、省エネ法に基づくトップランナー基準を満たすこと（省エネ基準達成率  
100%以上であることを）を「省エネ法消費効率等目標基準値(トップランナー基準)」  
「設備の性能・消費効率等の値」「基準達成率」に記載して示してください。最新の

省エネ法消費効率等目標基準値（トップランナー基準）については、次の資源エネルギー庁の省エネポータルサイトを参照ください。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/equipment/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/)

上の例の場合、業務用冷蔵・冷凍庫の消費効率目標基準値が 521kWh であるのに対し、更新後の設備の消費効率が 270kWh/年であるので、基準達成率は  $(521/270) \times 100 \div 193\%$  となります。更新後の設備はトップランナー基準を満たすので、更新前の設備に関する記載は不要です。

### ③【更新】トップランナー基準が決められていない設備の場合

	更新前の設備 <sup>※2</sup>	更新後の設備
設備区分 設備種別	建物付属設備 窓ガラス及びサッシ	建物付属設備 断熱ガラス及びサッシ
設備名	木製サッシ・シングルガラス	断熱サッシ・二重ガラス
メーカー名 型番・型式等	不明 不明	〇〇社 Low-E 複層ガラス仕様
『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧		<input type="checkbox"/> 登録有 <input checked="" type="checkbox"/> 登録無
省エネ法消費効率 等目標基準値 <sup>※3</sup>		無し
設備の性能・消費 効率等の値 <sup>※3</sup>	熱貫流率 6.51kcal/m <sup>2</sup> h℃	熱貫流率 2.33kcal/m <sup>2</sup> h℃
基準達成率(%) <sup>※3</sup>		—
更新の 数量	20 枚	20 枚

省エネ法消費効率等目標基準値（トップランナー基準）が決められていない設備の場合、更新前の設備との設備の性能・消費効率等の値を比較することにより、更新前の設備より性能又は消費効率が優れていることを示してください。上の例の場合、窓ガラスの熱貫流率が低い更新後の設備方が、断熱性能が高いといえます。

なお、更新前の設備の性能・消費効率等の値が分からない場合、従来のエネルギー使用量との比較ができないため、原則として補助対象外となります。ただし、他者分析による更新前後の性能比較資料等により、客観的に比較ができる場合、補助対象設備にできる場合があります。

#### ④【新設】発電設備（太陽光パネル）の場合

新設の場合	設備区分 設備種別	発電設備 太陽光パネル及び付属設備	建物付属設備 カーポート
	設備名	SUNTECH STP545S	ネスカ F2 台用
	メーカー名 型番・型式等	〇〇社 SUN2000-20KTL-M3	〇〇社 54-50 型
	太陽電池出力/ パワーコン出力※ <sup>4</sup>	(太陽電池) 78.48kW (パワーコン) 40kW	—
	出力※ <sup>4</sup>	40kW ※上記のうち低い方を記載	—
	売電の有無/割合 売電先等※ <sup>4</sup>	売電有 20% 中部電力パワーグリッド	—

太陽電池の出力とパワーコンディショナーの出力の両方を記載してください。そのうち低い出力の方が設備全体の出力となります。自家消費割合が50%を超えることを要件としていますので、売電の割合は、50%以上としないようにしてください。

なお、太陽光パネル付きカーポートのように、太陽光パネルが付帯設備となっている場合については、太陽光パネルとカーポートの補助率が異なるため、見積書において太陽光パネルとカーポートの価格を分けて記載できる場合に限り、どちらも補助対象経費とすることができます。

〈〈ご注意〉〉 本補助金により設備の更新をする場合、更新前の設備については、原則撤去し、産業廃棄物として処理することが求められます。そのため、交付申請時には、処理を行う更新前設備の概要を明記した更新前設備処理誓約書（要領様式第1号）を添付してください。また、実績報告時には産業廃棄物管理票（マニフェスト）又は家電リサイクル券、フロンガス回収証明書等の添付が必要となります。補助事業者の責によらず、処分業者の都合によりマニフェストが発行されない場合には、処分事業者による証明書（様式任意）を添付してください。更新前の設備が処理されたことが認められないときには、交付決定を取り消すことがあります。

### 3 事業のスケジュール

#### (1) 交付申請から交付決定までの期間

##### ア 募集期間

令和8年3月16日（月）から令和8年9月30日（水）まで

ただし、交付申請額の合計が予算額に達し次第、募集期間内であっても、基本コースと促進コース同時に募集を締め切ります。

##### イ 交付申請から交付決定まで

交付申請から交付決定までの期間は、提出された交付申請書が適正であり、必要な添付書類が揃っていることが確認できてから、概ね1か月程度を想定していますが、募集開始直後など申請が集中したときには、さらに時間を要する場合があります。

交付決定日前に発注や契約等を行った設備等は補助対象とすることができません。

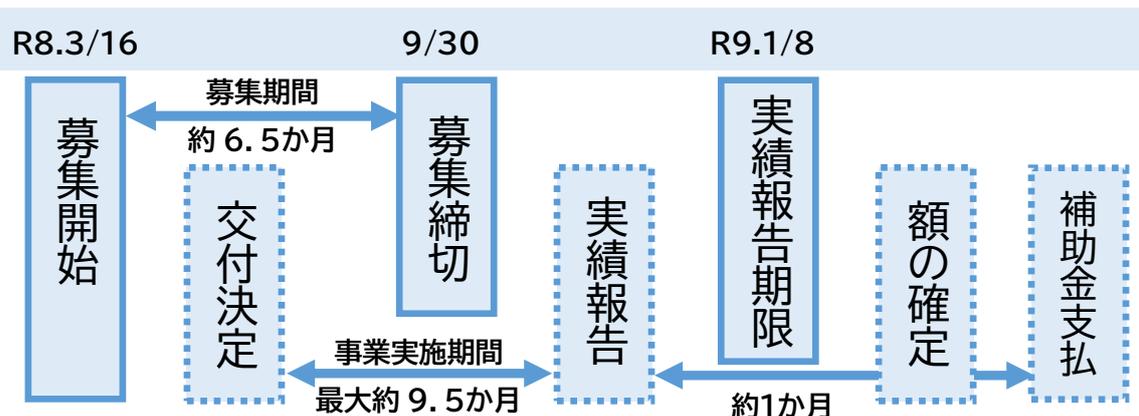
#### (2) 交付決定から実績報告までの期間（補助事業実施期間）

交付決定となりましたら、補助対象となる設備等の発注や契約を行うことができます。設置工事、更新の場合は既存設備の処分を行い、支払まで全て完了しましたら速やかに実績報告を行ってください。

補助事業の実施期限は、令和9年1月8日（金）までとなります。この期限までに支払まで完了しなかった経費は、補助対象となりませんのでご注意ください。

#### (3) 実績報告から補助金支払までの期間

実績報告後、内容の確認及び必要に応じて現地調査を行い、事業が適正に実施されたことを確認した上で、補助金額の確定を行いますので、額の確定後に請求書を提出してください。適正な請求書を受け取った後、概ね2週間程度で補助金が支払われる予定です。



## 4 補助金の交付申請方法及び交付決定

### (1) 補助金の交付申請

募集開始以降、交付申請書に関係書類を添付して、交付申請を行ってください。

#### ア 交付申請書類

要綱第8条第1項の規定による交付申請書（様式第1号）及び要綱第8条第3項の規定による添付書類を提出してください。

交付申請書（様式第1号）に記載する交付申請額は、予算収支内訳書（様式第1号の3）の補助対象経費（税抜）に補助率を乗じて得た額（千円未満切捨）又は補助上限額のいずれか少ない方を記載してください。また、取組概要（30字まで）、事業者名、所在地、主たる業種はホームページで公表しますので、それを前提に記載してください。

添付書類	形式 (メールの場合)	留意事項
林業エネルギーコスト削減促進事業補助金事業計画書（様式第1号の2）	Word	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P9～11【エネルギーコスト削減補助金事業計画書の記載方法】を参照</li> </ul>
予算収支内訳書（様式第1号の3）	Word	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費は税抜の金額（ただし、補助事業に要する経費は税込の金額）とすること</li> <li>・収入の部の金額の合計と支出の部の補助事業に要する経費の合計を一致させること</li> </ul>
補助要件確認書兼誓約書（様式第1号の4）	Word	<ul style="list-style-type: none"> <li>・押印不要</li> </ul>
補助対象経費にかかる見積書の写し（2者以上）	PDF、GIF等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請の3か月以内に発行されたもの</li> <li>・2者以上から見積りを取り、安価な発注先を選択すること</li> <li>・発注する内容の性質上、見積りをとることが困難な場合は、2者以上の見積書徴取が困難な理由や見積徴取先が1者に限定される理由書（任意様式）を代わりに提出すること</li> </ul>

導入しようとする設備の仕様・性能がわかる書類(カタログ等)の写し	PDF、GIF 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、申請時点において省エネ法に基づくトップランナー基準を満たす製品であること</li> </ul>
更新の場合は、更新前の既存設備の仕様・性能がわかる書類(カタログ等)の写し	PDF、GIF 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギー投資促進支援事業『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧に登録されている設備に更新する場合も添付すること</li> <li>カタログ等がない場合は、仕様・性能を記した書類を作成してください(任意様式)</li> </ul>
省エネ設備等の更新等を行う前の設備・建物の状況が確認できるカラー写真	PDF、GIF 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新の場合は更新する全ての設備等の写真、新設の場合は新設設備を設置する箇所の現況が分かる写真を添付すること</li> </ul>
法人においては履歴事項全部証明書の写し、個人においては住民票の写し	PDF、GIF 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付申請の3か月以内に発行されたもの</li> <li>住民票の場合、マイナンバーの記載がないものまたは黒塗りの上、添付すること</li> </ul>
県税に未納がないことを証明する納税証明書の写し	PDF、GIF 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付申請の3か月以内に発行されたもの</li> </ul>
知事が必要と認める書類	Word	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>更新の場合は、更新前設備処理誓約書(要領様式第1号)を添付すること</b></li> </ul>

## イ 交付申請期限及び申請方法並びに申請先

令和8年9月30日(水)までに、交付申請書及び添付書類を添付し、下記申請先に申請してください。

なお、原則として、電子メールで申請してください(電子メールアドレスがない等、やむを得ない場合は郵送による申請も可とします。)

### 【申請先】

(電子メールの場合) [rin-ninaite@pref.nagano.lg.jp](mailto:rin-ninaite@pref.nagano.lg.jp)

※容量が大きい場合、メールを受信できないことがあるため、複数回に分けてメール送信いただく等の対応をお願いします。

(郵送の場合) 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2  
6階 信州の木活用課担い手係

(連絡先及び様式掲載先)

電話(直通): 026-234-7274

URL: <https://www.pref.nagano.lg.jp/ringyo/sangyo/energy.html>

## (2) 交付決定

交付申請書及びその他の添付書類の内容を確認し不備等があった場合には、交付申請書（様式第1号）の「担当者連絡先」へご連絡させていただき、修正や不足書類の提出依頼等のやり取りをさせていただく場合があります。

全ての交付申請の要件を満たしている場合には、交付決定を行い、文書で通知します。

**交付決定日以降、補助助対象となる経費の発注や契約を行ってください。**

なお、補助金の交付決定に当たっては、補助事業者名、所在地、主たる業種、取組概要等を公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。

## 5 実績報告の方法及び補助金額の確定

### (1) 補助事業完了後の実績報告

全ての事業費の支払いが完了(事業完了)しましたら、速やかに実績報告を行ってください。実績報告期限の令和9年1月8日(金)間際になりますと、調査が集中し、補助金の請求・支払が遅れる場合があります。

#### ア 実績報告書類

林業エネルギーコスト削減促進事業補助金実績報告書(様式第6号)に次の関係書類を添付して提出してください。

実績報告書(様式第6号)に記載する補助金実績額は、実績収支内訳書(様式第6号の3)の補助対象経費(税抜)に補助率を乗じて得た額(千円未満切捨)又は補助上限額のいずれか少ない方を記載してください。

添付書類	提出形式	留意事項
林業エネルギーコスト削減促進事業補助金実績内容説明書(様式第6号の2)	Word	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P9~11【エネルギーコスト削減補助金事業計画書の記載方法】に準じて記載すること</li> </ul>
実績収支内訳書(様式第6号の3)	Word	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費は税抜の金額(ただし、補助事業に要する経費は税込の金額)とすること</li> <li>・収入の部の金額の合計と支出の部の補助事業に要する経費の合計を一致させること</li> </ul>
補助対象経費証票類(見積書、発注書、契約書、納品書、請求書、支払を証する書類等)の写し	Word	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>事業着手日(発注、契約等を行った日)が確認できる書類、事業完了日(事業費を全て支払った日)が確認できる書類、補助事業による設備等が適正に納品されたことを証明する書類は、必ず添付すること</u></li> <li>・<u>対象設備ごとに時系列に整理すること</u></li> <li>・通帳の写しを添付する場合には、補助対象経費の支払と関係のない部分を黒塗りにすること</li> </ul>

<p>更新等を行った省エネ設備等の現況及び型番が確認できるカラー写真</p>	<p>PDF、GIF 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>交付申請時に提出した写真と同じ画角で撮影し、更新等の前後状況が写真のみで判断できるようにすること</u></li> <li>• 写真で判断が難しい場合、必要に応じて現地調査を行います</li> </ul>
<p>更新の場合は更新前設備の産業廃棄物管理票（マニフェスト）等が適正に処理されたことを証明する書類の写し、又はそれに代わる書類等</p>	<p>PDF、GIF 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 産業廃棄物管理票（マニフェスト）、家電リサイクル券、フロンガス回収証明書等を添付してください</li> <li>• 補助事業者の責によらず、処分業者の都合によりマニフェストが発行されない場合には、処分事業者による証明書（任意様式）を提出してください</li> <li>• 当該補助金により設備の更新をする場合、更新前の設備は、原則撤去し、産業廃棄物として処理することが求められるため、<u>更新前の設備が処理されたことが認められないときには、交付決定を取り消す場合があります</u></li> </ul>
<p>（促進コースに限る） 県に提出した事業活動温暖化対策計画書（第5次計画期間）の写し</p>	<p>Excel</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ヘルプデスクへ提出したデータのコピーを添付すること</li> </ul>
<p>（促進コースに限る） 長野県 SDGs 推進企業登録制度登録証の写し、又は長野県 SDGs 推薦企業登録申請書（実施要領様式第1号）の写し</p>	<p>PDF、GIF 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 登録済みの場合は登録証の写し、申請済で未登録の場合は申請書の写しを添付すること</li> </ul>
<p>（要綱第 18 条の規定に該当する取得財産等がある場合に限る） 取得財産等管理台帳（様式第6号の4）</p>	<p>Word</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 補助金により取得した単価 50 万円（税抜）以上の設備等の財産は、取得財産等管理台帳を作成して管理する必要があるため、当該台帳を添付すること</li> </ul>
<p>知事が必要と認める書類</p>	<p>PDF、GIF 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10kW 以上の太陽光発電を導入した場合は、使用前自己確認結果届出書の提出が義務付けられているので、届出書（受付印があるもの）の写しを添付すること</li> </ul>

## イ 実績報告期限及び報告方法並びに報告先

全ての事業費の支払いが完了（事業完了）した日か、令和9年1月8日（金）のいずれか早い日までに、実績報告書及び添付資料を添付し、下記報告先に報告してください。

なお、原則として、電子メールで報告してください（電子メールアドレスがない等、やむを得ない場合は郵送による報告も可とします。）

### 【報告先】

（電子メールの場合） [rin-ninaite@pref.nagano.lg.jp](mailto:rin-ninaite@pref.nagano.lg.jp)

※容量が大きい場合、メールを受信できないことがあるため、複数回に分けてメール送信いただく等の対応をお願いします。

（郵送の場合）〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2  
6階 信州の木活用課担い手係

（連絡先及び様式掲載先）

電話（直通）：026-234-7274

URL：<https://www.pref.nagano.lg.jp/ringyo/sangyo/energy.html>

## （2）現地調査の実施

補助事業完了後、補助事業者からの実績報告書に基づき、調査を行います。

報告された書類のみで事業の適否が判断できない場合は、必要に応じて現地調査を行いますので、ご協力をお願いします。

補助対象設備や帳票類の確認ができない場合は、補助対象外となります。

## （3）補助金額の確定

実績報告と調査の結果を受け、補助金交付の要件を全て満たしたことが確認できた場合には、補助金額の確定を行います。補助金額は交付決定額の範囲内で、補助対象経費のうち実際に支出したことが確認できる費用の合計に補助率を乗じて得た額（千円未満切捨）となります。補助金額の確定は文書で通知します。補助金額確定の通知を受けましたら、速やかに林業エネルギーコスト削減促進事業補助金請求書（様式第7号）を実績報告と同じ報告先に提出してください。

## 6 補助金に関する留意事項

本補助金は、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号）（以下「規則」といいます。）及び要綱に基づき交付するものです。

交付決定され補助事業者になりますと、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律や規則、要綱等に基づくいくつかの制約が求められ、また様々なご対応が必要になります。補助事業者になった際のことを想定し、規則や要綱をよくお読みいただき、以下の事項に十分ご留意された上で、交付申請を行ってください。

### (1) 虚偽の申請・不正行為に関する留意事項

本補助金の交付申請書類を始めとする全ての提出書類において、その内容に事実と異なる記述が認められたとき、また不正行為が行われたことが認められたときには、補助金の交付決定の取消を行うとともに、支払済の場合には取消対象となった補助金額の返還を求めます。補助金に関する不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 29 条から第 33 条において、刑事罰等を科す旨が規定されていますのでご留意ください。また、補助金の返還となった場合には、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号）第 17 条の規定により加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。

本補助金は、補助事業者自らが自社の経営を見つめ直し、省エネによるコスト削減を図り収益構造の改善を図っていただくことを目的に交付するものです。外部のアドバイスを受けること自体に問題はありませんが、上記の趣旨に沿わない申請は交付の対象となりませんのでご注意ください。また、他部局の補助金において、高額なアドバイスを請求される事案も発生しておりますのでご注意ください。市場価格と比較して相当に乖離した見積り金額であると判断した場合には、県からお問合せすることがありますので併せてご注意ください。

### (2) 交付決定後における留意事項

#### ア 補助事業内容の変更

交付決定後、補助事業者の都合により、補助金事業計画の内容の変更又は予算収支内訳書における補助対象経費が 20%以上の増減であるとき、配分を変更する必要があるとき、交付申請時に記載した更新設備等の導入や工事の一部を行わなくなったとき等は、あらかじめ林業エネルギーコスト削減促進事業補助金事業計画変更承認申請書（様式第 4 号）により申請して承認を受けなければなりません。

承認を受ける前に発注又は契約した経費は、補助対象となりません。

変更承認が必要な場合の要件については、要綱第 12 条第 1 項の規定をご確認いただくとともに、不明点は事前に信州の木活用課に問い合わせてください。

## イ 経費の支払方法

支払の証拠を残すため、原則、経費は銀行振込で支払ってください。

なお、振込手数料及び送金手数料は補助金の対象外となります。

分割払い、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助事業期間内に完了していれば補助対象です。

ただし、代表者や従業員が、個人のクレジットカードで支払を行った場合は、立替払いとして、帳簿等でその個人への支払の確認が出来ない場合には補助対象外とします。

また、小切手や手形、現金での支払については補助金の対象外とします。

## ウ 取得財産の管理

補助金により取得した単価 50 万円（税抜）以上の設備等の財産は、取得財産等管理台帳を作成して管理してください。

また、固定資産台帳へ記載する場合には、設置場所が県内となるようにしてください。

## エ 補助事業の中止又は廃止

交付決定後に、都合により補助事業を中止又は廃止しようとするときは、林業エネルギーコスト削減促進事業補助金業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出し、承認を得てください。

## (3) 補助事業完了後における留意事項

### ア 事業活動温暖化対策実施状況等報告書の提出（促進コースのみ）

促進コースの補助事業者は、事業活動温暖化対策計画書制度に基づき、令和9年度から令和11年度までの3年間、毎年7月末日までに、当該制度のヘルプデスクへ事業活動温暖化対策実施状況等報告書を提出してください。この報告は、交付申請を取り下げるなどして補助金の交付を受けなかった場合でも、一度計画書を提出した事業者には報告していただく必要がありますのでご注意ください。なお、この報告については、写しを信州の木活用課へ提出する必要はありません。

### イ 検査の実施及び関係書類の保管

本補助金は、財源の一部に国の重点支援地方交付金を活用しており、今後、補助金の検査等が行われる場合がありますので、補助金の交付を受けた年度が終了した後も5年間は、本補助事業に関する書類及び帳票類を全て保管してください。

なお、検査の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

### ウ 取得財産の処分の制限

補助金により取得した単価 50 万円（税抜）以上の設備等の財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められた期間内に、県の承認なく廃棄や売却などの処分をすることができません。

ん。処分しようとするときは、あらかじめ林業エネルギーコスト削減促進事業補助金財産処分承認申請書（様式第8号）を県に提出して、承認を得てください。承認後、耐用年数に満たない部分の償却期間における残存簿価に基づく補助金の一部、処分によって収入があったときにはその一部の納付を求めることがあります。承認には相当の時間がかかることがありますので、定められた期間内に処分が必要となったときには、可能な限り早く県へご相談ください。

## 7 お問い合わせ先

交付申請書類等の作成方法や申請方法やなど、本補助事業に関する問い合わせは、電子メール又は電話にて、下記連絡先へお願いします。電話による場合は、土日祝日を除く、午前9時から午後4時30分までとなります。

### 【補助事業に関する問合せ先】

長野県林務部信州の木活用課担い手係

電子メール：rin-ninaite@pref.nagano.lg.jp

電話（直通）：026-234-7274

URL：<https://www.pref.nagano.lg.jp/ringyo/sangyo/energy.html>

また、事業活動温暖化対策計画書制度、長野県 SDGs 推進企業登録等に関する問合せは、下記ホームページをご確認ください。

### 【事業活動温暖化対策計画書制度】

URL：<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html>

※本募集要領の施行時点において、令和8年度のヘルプデスクが開設されていません。

ヘルプデスク開設前の問合せは、長野県環境部ゼロカーボン推進課に連絡してください（電話番号：026-235-7341）

### 【長野県 SDGs 推進企業登録】

URL：<https://nagano-sdgs.com/about>

電話番号：050-5536-8235 平日 9:30～17:30（土日祝、年末年始を除く）

電子メール：[ADE.JP.sdgs-shinshu@jp.adecco.com](mailto:ADE.JP.sdgs-shinshu@jp.adecco.com)

(要領様式第1号)

更新前設備処理誓約書

令和 年 ( 年) 月 日

長野県知事 様

所在地  
名称  
役職・代表者名

林業エネルギーコスト削減促進補助金の交付申請に当たり、下記のとおり更新前の設備を撤去し、産業廃棄物として処理することを誓約します。

なお、後日、更新前の設備を適正に処理しなかったことが判明するなどして、交付決定が取り消されたとしても異議は申し立てません。

記

撤去する更新前の設備及び処理の方法

	更新前の設備①	更新前の設備②	更新前の設備③
設備区分 設備種別			
設備名			
メーカー名			
数量			
処理の方法	(記載例) 産業廃棄物 処理業者への委託		

※ 記載欄が不足する場合は記載欄を追加し記載してください。